

□大和都市計画地区計画の決定（橿原市決定）

大和都市計画地区計画 八木グリーントウン地区計画を次のように決定する。

名 称	八木グリーントウン地区計画	
位 置	橿原市豊田町の一部	
面 積	約5.3ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は近鉄橿原線の新ノ口駅の西側に位置し、民間の宅地開発事業により道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われ、低層一戸建住宅を主体とした閑静で名前の通り緑豊かな田園の街としての住環境が形成され居住環境に恵まれた地区である。</p> <p>本地区計画は建築物等に関する制限を行うことにより、良好な居住環境を維持、保全し、緑豊かなうらおいのある住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>低層でゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を図るため、建築物の用途の混在等を防止し、全域を低層一戸建住宅地とした良好な居住環境の保全に努める。</p> <p>また、建築物の敷地の空地には、積極的な緑化を図り緑豊かな街並みを形成する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>民間の宅地開発事業により整備された道路、公園及び集会所等の公共施設については、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>低層一戸建住宅を主体とした良好な居住環境を維持・保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定め、適正な誘導・規制を行う。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅 (2) 長屋住宅及び重ね建て住宅 (3) 寄宿舍及び下宿
		建築物の敷地面積の最低限度	160㎡ ただし、この地区計画の決定の際、現に建築物の敷地として使用されていて160㎡未満である土地については、その全部を一つの敷地として使用する場合は適用しない。
		建築物の高さの最高限度	10メートル ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。
		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの高さは2.0メートル以下とする。ただし、生け垣はこの限りでない。
区域は、計画図表示のとおり。			